

項 目	現 行	改 正 案
第2章 特掲診療料 第4部 画像診断 第1節 エックス線診断料  【通則の削除】  【通則の見直し】      E001 写真診断	4 デジタル映像化処理を行った場合においては、前3号により算定した点数に、一連の撮影について15点を加算する。  5 撮影した画像を電子化して管理及び保存した場合においては、第1号から第3号までにより算定した点数に、一連の撮影について次の点数を加算する。ただし、この場合において、フィルムの費用は算定できない。また、当該加算を算定した場合には、前号に掲げる加算は算定しない。 イ 単純撮影の場合 60点 ロ 特殊撮影の場合 64点 ハ 造影剤使用撮影の場合 72点 ニ 乳房撮影の場合 60点	(削除)  4 撮影した画像を電子化して管理及び保存した場合においては、第1号から第3号までにより算定した点数に、一連の撮影について次の点数を加算する。ただし、この場合において、フィルムの費用は、算定できない。 イ 単純撮影の場合 57点 ロ 特殊撮影の場合 58点 ハ 造影剤使用撮影の場合 66点 ニ 乳房撮影の場合 54点

【点数の見直し】	4 乳房撮影（一連につき）	256点	→	306点
E 0 0 2 撮影				
【項目の見直し】	1 単純撮影	65点	→	1 単純撮影 イ アナログ撮影 60点 ロ デジタル撮影 68点
	2 特殊撮影（一連につき）	264点		2 特殊撮影（一連につき） イ アナログ撮影 260点 ロ デジタル撮影 270点
	3 造影剤使用撮影	148点		3 造影剤使用撮影 イ アナログ撮影 144点 ロ デジタル撮影 154点
	4 乳房撮影（一連につき）	196点		4 乳房撮影（一連につき） イ アナログ撮影 192点 ロ デジタル撮影 202点
E 0 0 3 造影剤注入手技				
【項目の追加】		(追加)	→	7 嚥下造影 240点
第3節 コンピューター断層撮影診断料				
【通則の見直し】	2 区分番号E 2 0 0に掲げるコンピューター断層撮影（CT撮影）及び区分番号E 2 0 2に掲げる磁気共鳴コンピューター断層撮影（MR I		→	2 区分番号E 2 0 0に掲げるコンピューター断層撮影（CT撮影）及び区分番号E 2 0 2に掲げる磁気共鳴コンピューター断層撮影（MR I

E 2 0 0 コンピューター断層撮影  
(CT撮影) (一連につき)

【項目の見直し】

撮影)を同一月に2回以上行った場合は、当該月の2回目以降の断層撮影については、所定点数にかかわらず、一連につき650点を算定する。

撮影)を同一月に2回以上行った場合は、当該月の2回目以降の断層撮影については、所定点数にかかわらず、一連につき所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。

- 1 CT撮影
  - イ マルチスライス型の機器による場合 850点
  - ロ イ以外の場合 660点

- 1 CT撮影
  - イ 16列以上のマルチスライス型の機器による場合 900点
  - ロ 16列未満のマルチスライス型の機器による場合 820点
  - ハ イ、ロ以外の場合 600点

【注の見直し】

注1 CT撮影のイについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

注1 CT撮影のイ及びロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

【注の追加】

(追加)

注6 1について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、全身外傷に対して行った場合には、外傷全身CT加算として、所定点数に800点を加算する。

E 2 0 2 磁気共鳴コンピューター断  
層撮影 (MR I 撮影) (一連  
につき)

【点数の見直し】

1	1.5テスラ以上の機器による場合	1,300点	→	1,330点
2	1以外の場合	1,080点		1,000点